

財務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 通知された案の内容（別紙 1）

(1) 対象者

国立印刷局 3名（理事 1名、監事 2名：いずれも平成 17年 3月 31日退職）

(2) 業績勘案率（案）

理事 1. 0、監事 1. 0（2名とも）

2 業績勘案率の決定方法

- 業績勘案率の算定について、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」(平成 16年 8月 26日財務省独立行政法人評価委員会決定)を策定（下表及び別紙 2）
- 基本的考え方を受け、「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」(平成 17年 2月 18日財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会決定)を策定（別紙 3）。理事長・理事については、年度評価の結果を基に算定することを基本とし、監事については、その業績が年度評価に直接現されないことから 1. 0とすることを基本とした。
- 同分科会決定に基づき勘案率を算定（別紙 4）。国立印刷局分科会において、理事については算定値の「1. 0」を、監事については基本の勘案率「1. 0」を審議した結果、変更すべき特段の事情はないことから「1. 0」で決定（別紙 5）

基本的考え方における決定方法の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	決定方法
2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	基本的考え方において、中期目標評価、年度評価に基づく業績勘案率を 0.0 から 2.0 の間で算定し、評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員とその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮（基本的考え方 2-（3））
2-② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	基本的考え方において、合理的な理由があるときは、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定（基本的考え方 2-（2）なお書き）
2-⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	基本的考え方において、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとする（基本的考え方 1） 項目別評価においては、当該役員の職責に係る項目を適切にウェイト付けして勘案（基本的考え方別紙の注 2）

(注) 基本的考え方の別紙において、業績勘案率が 1.0 を超える場合は、「総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこと」を注記しており、各分科会においてこれを考慮して業績勘案率審議を行うよう注意喚起している。

3 当委員会の意見案

意見なし

(案)

政 委 第 号
平 成 年 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員 長 奥 村 洋 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率 (案) について」(平成17年4月15日付け)をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日)に沿っているものであり、特に意見はありません。

(別紙1)

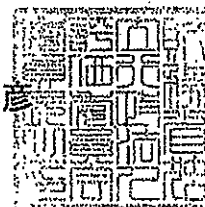
平成17年4月15日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村 洋彦



独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率（案）
について

上記法人の役員退職金に係る業績勘案率（案）については、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

役 職	氏 名	業績勘案率（案）
監 事	██████████	1.0
監 事	██████████	1.0
理 事	██████████	1.0

(注)「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会 平成17年2月18日決定）に基づく算定による。

財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方

平成16年8月26日
財務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について(平成15年12月19日閣議決定)」により、退職金の支給率に各府省の独立行政法人評価委員会が業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう各独立行政法人に要請されたところであり、これに基づき財務省所管の独立行政法人(以下「法人」という。)においても、退職手当の支給の基準が変更されたところである。これを踏まえ、財務省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、今後決定することとされている役員退職金に係る業績勘案率の算定についての基本的考え方を次のとおり整理する。

評価委員会は、この基本的考え方を基に各法人ごとの「法人の評価の基準」を踏まえて、「法人の業績勘案率算定の考え方」を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとする。

1 業績勘案率の算定の考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、退職する役員が法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針(平成14年6月10日独立行政法人評価委員会決定。以下「独法評価基本方針」という。)」に基づき行った法人の業務の実績に関する評価により業績勘案率を算定するものとする。

2 業績勘案率の算定方法

(1) 評価委員会による業績勘案率の手続き

評価委員会は、独立行政法人の求めに応じて、役員退職金に係る業績勘案率の算定を行うものとする。

(2) 業績勘案率の算定の期間に関する基準

役員退職金に係る業績勘案率は、役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は独法評価基本方針における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する。なお、役員が退職した日の属する事業年度に係る事業年度評価がされていない場合で合理的な理由があるときは、当該年度については、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定するものとする。

(3) 業績勘案率の算定の基準

中期目標評価に基づく中期目標期間の業績勘案率及び事業年度評価に基づく各事業年度の業績勘案率は、別紙の基準に基づき0.0から2.0の間で算定するものとする。

中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員とその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮するものとする。

		業績勘案率	中期目標評価に基づく中期目標期間の評価結果の基準
官房長官へ報告 が厳格に検討	総務省評価委員会	2.0 1.5超	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく高い結果となっている場合 〔原則として、在職期間のいずれかの年度において目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充て得る積立金）が積み立てられていることが必要〕 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の著しく高い実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価の大半が「中期目標を十分に達成した」であり、かつ、著しく高い結果となっている場合。〕
		1.5 1.0超	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が中期目標以上の実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価が概ね「中期目標を十分に達成した」である場合〕
		1.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が概ね中期目標どおりの実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標どおりの実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目の評価が概ね「中期目標をおおむね達成した」である場合〕
		1.0未満 0.5	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標が達成されなかった場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標を達成していないことを示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価が概ね「中期目標を達成していないが、進展はあった」である場合〕
	官房長官へ報告	0.5未満 0.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく低い結果になっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以下の著しく低い実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価の大半が「中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である」である場合〕

- 注) 1 各事業年度の業績勘案率については、事業年度評価に基づく各事業年度の評価結果における全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、上の表と同様の考え方により定めることとする。
- 2 項目別評価においては、当該役員の職責にかかる項目を適切にウエイト付けして勘案するものとする。
- 3 業績勘案率が1.0を超える場合は、総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこととしている。

独立行政法人国立印刷局の役員退職金 に係る業績勘案率算定の考え方

平成17年2月18日
財務省独立行政法人評価委員会
国立印刷局分科会

財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会（以下「国立印刷局分科会」という。）は、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」（平成16年8月26日 財務省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）の役員が退職した場合の退職金に係る業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を以下により算定する。

1. 算定の考え方

業績勘案率の算定は、原則として、下記3のとおり、退職した役員の国立印刷局の業務運営等に係る実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「独立行政法人国立印刷局の業務の実績に関する評価の基準」（平成16年3月5日 国立印刷局分科会決定。以下「評価基準」という。）に従って行った国立印刷局の業務の実績に関する評価に基づいて行うものとする。

2. 算定に係る手続き

国立印刷局分科会は、国立印刷局の求めに応じて、業績勘案率の算定を遅滞なく行う。

なお、業績勘案率を算定した場合は、算定に当たっての客観性を確保するとともに、国立印刷局の業務及び退職した役員が担当した業務の実績の反映状況を明らかにするため、算定方法及び算定に至った理由を記載した書面を作成する。

3. 算定の方法

(1) 業績勘案率は、別紙により退職した役員（監事を除く。）が在職していた期間の各事業年度ごとに基準値を決定し、各基準値に対応する事業年度における在職月数に応じて加重平均した値（小数点以下一位未満は、切り捨てするものとする。）とすることを基本とする。

ただし、監事並びに在職期間が1年に満たない役員の業績勘案率は1.0とすることを基本とする。

(2) 評価基準に基づく中期目標評価及び事業年度評価における全体評価の内容等を考慮した結果、(1)により算定した業績勘案率を変更する必要があると認めた場合には、変更することができるものとする。

業績勘案率を算定するための基準値の決定方法

各事業年度の基準値は、評価基準に基づく項目別評価を、退職した役員の職責に係る項目ごとに点数化（A+=5、A=4、B=3、C=2、D=1）して合計し、当該役員の職責にかかる項目数で除して得られた値（以下、「評点」という。）に応じ、別表により決定する。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における事業年度評価がされていない場合の基準値は1.0とする。

(別表)

評 点	基準値	評 点	基準値
4.9以上	2.0	2.3以上2.5未満	0.9
4.8以上4.9未満	1.9	2.1以上2.3未満	0.8
4.7以上4.8未満	1.8	1.9以上2.1未満	0.7
4.6以上4.7未満	1.7	1.7以上1.9未満	0.6
4.5以上4.6未満	1.6	1.5以上1.7未満	0.5
4.3以上4.5未満	1.5	1.4以上1.5未満	0.4
4.1以上4.3未満	1.4	1.3以上1.4未満	0.3
3.9以上4.1未満	1.3	1.2以上1.3未満	0.2
3.7以上3.9未満	1.2	1.1以上1.2未満	0.1
3.5以上3.7未満	1.1	1.1未満	0.0
2.5以上3.5未満	1.0		

国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率(案)の算定方法について

「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」(平成17年2月18日財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会決定)(以下「分科会決定」という。)に基づく、業績勘案率(案)の算定方法は次のとおりである。

1 理事(情報製品事業部担当理事)

(1) 業績勘案率の算定期間：平成16年1月1日～17年3月31日(1年3か月)

(役職在職期間：平成15年4月1日～17年3月31日)

(2) 算定方法

① 各事業年度ごとの基準値を算定

ア 平成15年度の基準値

- ・ 実績評価において、情報製品事業部担当理事の職責に係る項目(「内部管理体制の強化」及び「官報、法令全書等の提供」)の評定はいずれも「A」
- ・ これらを点数化し、項目数で除して値(評点)を計算
→ $(4点 + 4点) \div 2項目 = 4.0$
- ・ 評点4.0を別表にあてはめると、平成15年度の基準値は「1.3」

イ 平成16年度の基準値

「分科会決定」別紙ただし書きにより、平成16年度の基準値は「1.0」

→ 「ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における事業年度評価がされていない場合の基準値は1.0とする。」

② 各基準値に対応する事業年度における在職月数に応じて加重平均した値を算定

→ $(1.3 \times 3か月 + 1.0 \times 12か月) \div 15か月 = 1.06$

→ 小数点以下一位未満は切り捨て、勘案率は「1.0」

2 監事(算定期間、算定方法は2名とも同じ)

(1) 業績勘案率の算定期間：平成16年1月1日～17年3月31日(1年3か月)

(役職在職期間：平成15年4月1日～17年3月31日)

(2) 算定方法

「分科会決定」の「3. 算定の方法」(1)ただし書きにより、勘案率は「1.0」

→ 「ただし、監事並びに在職期間が1年に満たない役員の業績勘案率は1.0とすることを基本とする。」

独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率に関する算定方法及び決定に至った事由について（案）

算出方法	<p>「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（平成17年2月18日財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会決定）に基づき算定したものである。</p> <p>具体的には、（別添）業績勘案率算定調書のとおり。</p>
決定に至った事由	<p>(1) 役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請するものとされ、これに基づき、独立行政法人国立印刷局においても、役員退職手当規則が変更された。</p> <p>(2) また、平成16年8月26日に開催された財務省独立行政法人評価委員会において、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」が決定され、各独立行政法人の業績勘案率算定の考え方を整理し、これに基づいて業績勘案率を算定するものとされた。</p> <p>(3) これを受け、平成17年2月18日に開催した財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会において、「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」を決定した。</p> <p>(4) 平成17年4月1日付で、国立印刷局から、財務省独立行政法人評価委員会委員長あてに、本年3月31日をもって退職した3名の役員の業績勘案率の算定を依頼したいとする書面が提出された。</p> <p>(5) 平成17年4月15日に開催した国立印刷局分科会において、退職した3名の業績勘案率（案）について、上記算定方法に沿って審議を行ったところ、その業績勘案率を変更すべき特段の事情はなく、当該業績勘案率を「1.0」とすることを決定したものである。</p>